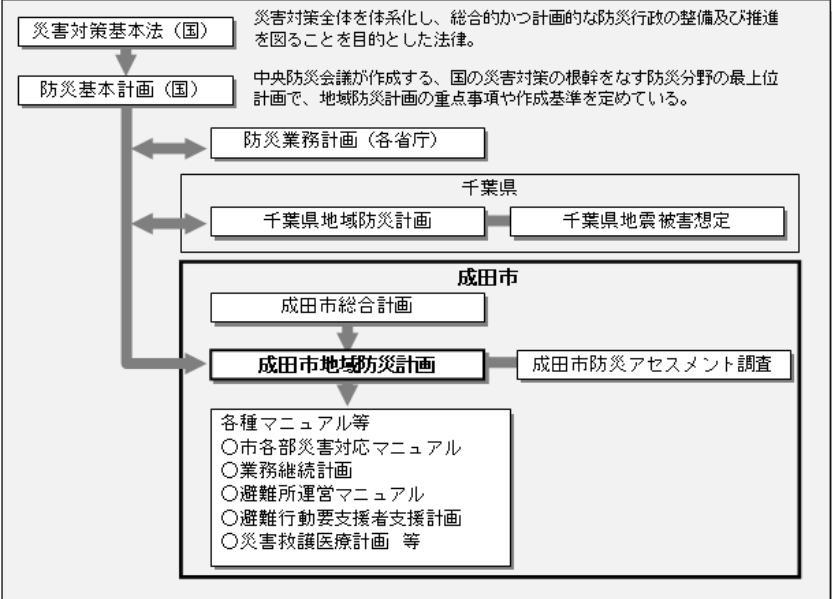
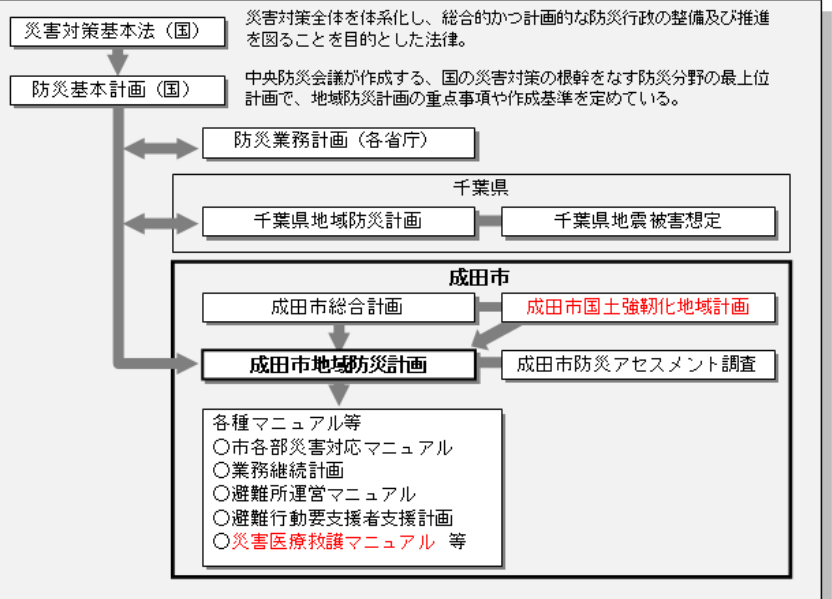


成田市地域防災計画新旧対照表【共通編】

現行	改正案
第1章 総 則 第1節 計画の目的及び構成 1 計画の目的及び位置づけ (略) ■本計画と関連する計画等の関係  災害対策基本法（国） 災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律。 防災基本計画（国） 中央防災会議が作成する、国の災害対策の根幹をなす防災分野の最上位計画で、地域防災計画の重点事項や作成基準を定めている。 防災業務計画（各省庁） 千葉県 千葉県地域防災計画 千葉県地震被害想定 成田市 成田市総合計画 成田市地域防災計画 成田市防災アセスメント調査 各種マニュアル等 ○市各部災害対応マニュアル ○業務継続計画 ○避難所運営マニュアル ○避難行動要支援者支援計画 ○災害救護医療計画 等	第1章 総 則 第1節 計画の目的及び構成 1 計画の目的及び位置づけ (略) ■本計画と関連する計画等の関係  災害対策基本法（国） 災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律。 防災基本計画（国） 中央防災会議が作成する、国の災害対策の根幹をなす防災分野の最上位計画で、地域防災計画の重点事項や作成基準を定めている。 防災業務計画（各省庁） 千葉県 千葉県地域防災計画 千葉県地震被害想定 成田市 成田市総合計画 成田市国土強靱化地域計画 成田市地域防災計画 成田市防災アセスメント調査 各種マニュアル等 ○市各部災害対応マニュアル ○業務継続計画 ○避難所運営マニュアル ○避難行動要支援者支援計画 ○災害医療救護マニュアル 等

現行			改正案		
2 計画の構成 (略) ■成田市地域防災計画の構成			2 計画の構成 (略) ■成田市地域防災計画の構成		
編	章	内容	編	章	内容
共 通 編	総 則	計画の基本方針等	共 通 編	総 則	計画の基本方針等
	災 害 予 防 計 画	災害に備えて平常時に実施する予防計画		災 害 予 防 計 画	災害に備えて平常時に実施する予防計画
	災害復旧・復興計画	災害後の復旧・復興計画		災害復旧・復興計画	災害後の復旧・復興計画
災害応急 対 策 編	震 災 対 策 計 画	地震災害時の応急対策	災害応急 対 策 編	震 災 対 策 計 画	地震災害時の応急対策
	風 水 害 等 対 策 計 画	風水害・土砂災害・雪害発生時の応急対策		風 水 害 等 対 策 計 画	風水害・土砂災害・雪害発生時の応急対策
	大規模事故対策計画	航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物等事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故		大規模事故対策計画	航空機事故、大規模火災、林野火災、危険物等事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故、 大規模停電事故災害対策計画
	【附編】東海地震に係る周辺地域としての対応計画	総則、各種情報発令時の対応措置、住民の措置		【附編】東海地震に係る周辺地域としての対応計画	総則、各種情報発令時の対応措置、住民の措置
資 料	資料集、様式集		資 料	資料集、様式集	

現行	改正案
第2節 計画の基本的な考え方 2 防災体制の強化 (3) 指定緊急避難場所の指定、指定避難所の開設運営に係る対応の強化 指定緊急避難場所は、安全性並びに地域性等を考慮したうえで、住民に分かりやすく、より避難に適した場所を選定する。 また、指定避難所は、地域が主体となった自主的な避難所運営ができるよう、避難所開設・運営の支援体制を整備するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性の避難生活に配慮した物品の確保、避難所運営への女性の参画等を推進する。 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (15) <u>関東地方環境事務所</u> (略)	第2節 計画の基本的な考え方 2 防災体制の強化 (3) 指定緊急避難場所の指定、指定避難所の開設運営に係る対応の強化 指定緊急避難場所は、安全性並びに地域性等を考慮したうえで、住民に分かりやすく、より避難に適した場所を選定する。 また、指定避難所は、地域が主体となった自主的な避難所運営ができるよう、避難所開設・運営の支援体制を整備するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性の避難生活に配慮した物品の確保、避難所運営への女性の参画等を推進する。 <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災政策を推進する。</u> 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (15) <u>関東地方環境事務所</u> <u>（文字フォント修正）</u> (略)

現行	改正案
7 公共の団体 (4) <u>(一社) 千葉県助産師会</u> (略) (5) <u>(公社) 千葉県柔道整復師会</u> (略) (6) <u>(福) 成田市社会福祉協議会</u> (略) (7) <u>成田市農業協同組合</u> (略) (8) <u>病院等医療施設</u> (略) (9) <u>学校法人</u> (略) (10) <u>金融機関</u> (略)	7 公共の団体 (4) <u>(一社) 千葉県助産師会 (文字フォント修正)</u> (略) (5) <u>(公社) 千葉県柔道整復師会 (文字フォント修正)</u> (略) (6) <u>(福) 成田市社会福祉協議会 (文字フォント修正)</u> (略) (7) <u>成田市農業協同組合 (文字フォント修正)</u> (略) (8) <u>病院等医療施設 (文字フォント修正)</u> (略) (9) <u>学校法人 (文字フォント修正)</u> (略) (10) <u>金融機関 (文字フォント修正)</u> (略)

現行	改正案
(11) <u>社会福祉施設</u> (略) (12) <u>危険物取扱施設等の管理者</u> (略) 第4節 成田市の地勢概要 1 自然環境 (4) 市内を流れるおもな河川 (略) 出展：<u>平成28年</u>版成田市統計資料（<u>平成28年4月1日</u>）、成田土木事務所、成田市 HP (略) (5) 市内の主な池沼 (略) 出展：<u>平成28年</u>版成田市統計資料（<u>平成28年4月1日</u>） (6) 気象 (略)	(11) <u>社会福祉施設</u>（文字フォント修正） (略) (12) <u>危険物取扱施設等の管理者</u>（文字フォント修正） (略) 第4節 成田市の地勢概要 1 自然環境 (4) 市内を流れるおもな河川 (略) 出展：<u>令和元年</u>版成田市統計資料（<u>令和元年12月</u>）、成田土木事務所、成田市 HP (略) (5) 市内の主な池沼 (略) 出展：<u>令和元年</u>版成田市統計資料（<u>令和元年12月</u>） (6) 気象 (略)

現行							改正案						
■過去 10 年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間： <u>2006</u> ～ <u>2015</u> 年）							■過去 10 年間の気温・湿度・降水量・風速（統計期間： <u>2009</u> ～ <u>2018</u> 年）						
区分年	気 温(℃)			平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	風 速 (m/s)	区分年	気 温(℃)			平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	風 速 (m/s)
平 均	最 高	最 低					平 均	最 高	最 低				
<u>平成</u> <u>18</u>	<u>15.</u> <u>0</u>	<u>36.</u> <u>0</u>					<u>平成</u> 21	15. 5	33. 2				
		<u>6.</u> <u>4</u>							－ 2. 6				
<u>19</u>	<u>15.</u> <u>5</u>	<u>38.</u> <u>4</u>					22	15. 6	36. 3				
		<u>2.</u> <u>4</u>							－ 5. 1				
<u>20</u>	<u>14.</u> <u>9</u>	<u>36.</u> <u>2</u>	<u>5.</u> <u>0</u>	<u>78.0</u>	<u>1,568</u>	<u>17.6</u>	23	15. 3	36. 2	－ 5. 6	74.8	1,338	25.4
21	15. 5	33. 2	－ 2. 6	72.1	1,535	31.5	24	14. 7	35. 1	－ 5. 8	74.7	1,526	26.1
22	15. 6	36. 3	－ 5. 1	78.2	1,733	26.3	25	14. 8	36. 9	－ 8. 9	72	1,529.5	23.7

現行							改正案								
	23	15. 3	36. 2	－ 5. 6	74.8	1,338	25.4		26	14. 6	35. 5	－ 8. 1	73	1,447.5	17.5
	24	14. 7	35. 1	－ 5. 8	74.7	1,526	26.1		27	15. 2	36. 8	－ 7. 2	75	1,327.0	17.0
	25	14. 8	36. 9	－ 8. 9	72	1,529.5	23.7		<u>28</u>	<u>15.</u> <u>3</u>	<u>36.</u> <u>0</u>	<u>－</u> <u>6.</u> <u>5</u>	<u>76</u>	<u>1,596.0</u>	<u>27.8</u>
	26	14. 6	35. 5	－ 8. 1	73	1,447.5	17.5		<u>29</u>	<u>14.</u> <u>7</u>	<u>35.</u> <u>1</u>	<u>－</u> <u>7.</u> <u>4</u>	<u>74</u>	<u>1,405.5</u>	<u>21.6</u>
	27	15. 2	36. 8	－ 7. 2	75	1,327.0	17.0		<u>30</u>	<u>15.</u> <u>7</u>	<u>36.</u> <u>7</u>	<u>－</u> <u>7.</u> <u>7</u>	<u>76</u>	<u>1,295.0</u>	<u>19.2</u>
出典：平成 28 年版成田市統計書（平成 28 年 4 月 1 日）							出典：令和元年版成田市統計書（令和元年 12 月）								
2 社会環境							2 社会環境								
(1) 人口							(1) 人口								
ア 市の人口							ア 市の人口								
市の人口は、昭和 45 年では、48,983 人、10,729 世帯であり、1 世帯当りの人口は 4.6 人であった。平成 12 年におい							市の人口は、昭和 45 年では、48,983 人、10,729 世帯であり、1 世帯当りの人口は 4.6 人であった。平成 12 年におい								

現行

ては、94,163 人、37,031 世帯で、1 世帯平均は 2.5 人となっている。これらを比較すると、おおむね人口は倍増し、一方 1 世帯当りの人口は半減している。その後、平成 18 年 3 月 27 日 1 市 2 町による合併などにより、人口 120,534 人、世帯数 49,134 世帯まで増加し、平成 29 年 6 月 30 日 現在、人口 132,969 人、世帯数 61,155 世帯となっている。

イ 地区別人口

市の地区別人口を次に示す。市の人口を地区別でみると、ニュータウン地区が最も人口が多く、市人口の 24.9%を占め、次いで公津地区、成田地区、遠山地区、大栄地区、下総地区の順になっている。

また、地区別人口を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者の割合は、全市 20.9%に対し豊住地区、八生地区、中郷地区、下総地区ではそれぞれ 37.2%、36.3%、35.4%、33.5%であり、30%を上回る高齢化率となっている。

■地区別人口

地区	15 歳未満 (人)	15～64 歳 (人)	65 歳以上 (人)	合計 (人)	世帯数	地区別人口 比率 (%)	高齢化率 (%)
----	---------------	----------------	---------------	-----------	-----	--------------------	-------------

改正案

ては、94,163 人、37,031 世帯で、1 世帯平均は 2.5 人となっている。これらを比較すると、おおむね人口は倍増し、一方 1 世帯当りの人口は半減している。その後、平成 18 年 3 月 27 日 1 市 2 町による合併などにより、人口 120,534 人、世帯数 49,134 世帯まで増加し、平成 31 年 3 月 31 日 現在、人口 132,883 人、世帯数 62,582 世帯となっている。

イ 地区別人口

市の地区別人口を次に示す。市の人口を地区別でみると、公津地区が最も人口が多く、市人口の 24.3%を占め、次いでニュータウン地区、成田地区、遠山地区、大栄地区、下総地区の順になっている。

また、地区別人口を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者の割合は、全市 22.5%に対し豊住地区、中郷地区、八生地区、下総地区、大栄地区ではそれぞれ 40.7%、39.0%、37.2%、36.7%、31.9%であり、30%を上回る高齢化率となっている。

■地区別人口

地区	15 歳未満 (人)	15～64 歳 (人)	65 歳以上 (人)	合計 (人)	世帯数	地区別人口 比率 (%)	高齢化率 (%)
----	---------------	----------------	---------------	-----------	-----	--------------------	-------------

現行								改正案							
成田	<u>2,524</u>	<u>13,584</u>	<u>3,936</u>	<u>20,04</u> <u>4</u>	<u>10,05</u> <u>0</u>	<u>15.2</u>	<u>19.6</u>	成田	<u>2,405</u>	<u>14,134</u>	<u>4,114</u>	<u>20,65</u> <u>3</u>	<u>11,02</u> <u>5</u>	<u>15.5</u>	<u>19.9</u>
公津	<u>5,643</u>	<u>20,721</u>	<u>4,472</u>	<u>30,83</u> <u>6</u>	<u>13,21</u> <u>9</u>	<u>23.4</u>	<u>14.5</u>	公津	<u>5,550</u>	<u>21,809</u>	<u>4,930</u>	<u>32,28</u> <u>9</u>	<u>14,57</u> <u>2</u>	<u>24.3</u>	<u>15.3</u>
八生	<u>298</u>	<u>1,813</u>	<u>1,201</u>	<u>3,312</u>	<u>1,384</u>	<u>2.5</u>	<u>36.3</u>	八生	<u>305</u>	<u>1,741</u>	<u>1,214</u>	<u>3,260</u>	<u>1,409</u>	<u>2.5</u>	<u>37.2</u>
中郷	<u>105</u>	<u>735</u>	<u>461</u>	<u>1,301</u>	<u>481</u>	<u>1.0</u>	<u>35.4</u>	中郷	<u>111</u>	<u>654</u>	<u>489</u>	<u>1,254</u>	<u>489</u>	<u>0.9</u>	<u>39.0</u>
久住	<u>859</u>	<u>2,620</u>	<u>996</u>	<u>4,475</u>	<u>1,669</u>	<u>3.4</u>	<u>22.3</u>	久住	<u>1,069</u>	<u>2,849</u>	<u>1,046</u>	<u>4,964</u>	<u>1,881</u>	<u>3.7</u>	<u>21.1</u>
豊住	<u>126</u>	<u>1,083</u>	<u>715</u>	<u>1,924</u>	<u>774</u>	<u>1.5</u>	<u>37.2</u>	豊住	<u>103</u>	<u>935</u>	<u>713</u>	<u>1,751</u>	<u>733</u>	<u>1.3</u>	<u>40.7</u>
遠山	<u>2,514</u>	<u>13,102</u>	<u>2,994</u>	<u>18,61</u> <u>0</u>	<u>9,442</u>	<u>14.1</u>	<u>16.1</u>	遠山	<u>2,513</u>	<u>13,352</u>	<u>3,283</u>	<u>19,14</u> <u>8</u>	<u>10,01</u> <u>7</u>	<u>14.4</u>	<u>17.1</u>
ニュータウン	<u>4,795</u>	<u>20,882</u>	<u>7,224</u>	<u>32,90</u> <u>1</u>	<u>14,89</u> <u>9</u>	<u>24.9</u>	<u>22.0</u>	ニュータウン	<u>4,159</u>	<u>19,564</u>	<u>8,132</u>	<u>31,85</u> <u>5</u>	<u>14,96</u> <u>9</u>	<u>24.0</u>	<u>25.5</u>
下総	<u>640</u>	<u>3,994</u>	<u>2,330</u>	<u>6,964</u>	<u>2,826</u>	<u>5.3</u>	<u>33.5</u>	下総	<u>586</u>	<u>3,642</u>	<u>2,451</u>	<u>6,679</u>	<u>2,845</u>	<u>5.0</u>	<u>36.7</u>
大栄	<u>1,138</u>	<u>7,157</u>	<u>3,239</u>	<u>11,53</u> <u>4</u>	<u>4,554</u>	<u>8.7</u>	<u>28.1</u>	大栄	<u>993</u>	<u>6,514</u>	<u>3,523</u>	<u>11,03</u> <u>0</u>	<u>4,642</u>	<u>8.3</u>	<u>31.9</u>
出典：平成28年版成田市統計書（平成28年4月1日）								出典：令和元年版成田市統計書（令和元年12月）							

現行

ウ 外国人登録者数

市の外国人登録者数は、平成 28 年 3 月 31 日現在では 3,785 人であり、国籍別にみると、中国 が最も多く市全体の 22.9 %を占め、次いでフィリピン、韓国・朝鮮、ペルー の順になっている。

エ 昼間人口

平成 22 年国勢調査による昼間人口は、163,306 人となっており、昼間人口が非常に多いのが特徴である。

市外への流出人口は、県外である東京都心部への流出が最も多く流出人口の 16.2 %を占め、次いで千葉市、富里市の順になっている。

(2) 土地利用

(略)

■土地利用の割合

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他
面積 (km ²)	213.84	<u>44.05</u>	<u>34.43</u>	<u>25.66</u>	<u>40.20</u>	<u>5.35</u>	<u>45.76</u>	<u>0.43</u>	<u>17.96</u>
割合 (%)	100	<u>20.6</u>	<u>16.1</u>	<u>12.0</u>	<u>18.8</u>	<u>2.5</u>	<u>21.4</u>	<u>0.2</u>	<u>8.4</u>

改正案

ウ 外国人登録者数

市の外国人住民登録者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在では 5,637 人であり、国籍別にみると、フィリピン が最も多く市全体の 15.8 %を占め、次いで中国、ベトナム、ネパール の順になっている。

エ 昼間人口

平成 27 年国勢調査による昼間人口は、162,211 人となっており、昼間人口が非常に多いのが特徴である。

市外への流出人口は、県外である東京都心部への流出が最も多く流出人口の 15.7 %を占め、次いで千葉市、富里市の順になっている。

(2) 土地利用

(略)

■土地利用の割合

	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他
面積 (km ²)	213.84	<u>43.62</u>	<u>33.36</u>	<u>26.94</u>	<u>39.56</u>	<u>5.13</u>	<u>44.48</u>	<u>0.43</u>	<u>20.31</u>
割合 (%)	100	<u>20.4</u>	<u>15.6</u>	<u>12.6</u>	<u>18.5</u>	<u>2.4</u>	<u>20.8</u>	<u>0.2</u>	<u>9.5</u>

現行	改正案																																				
出典：<u>平成 28</u> 版成田市統計書（<u>平成 28 年 4 月 1 日</u>）	出典：<u>令和元年</u> 版成田市統計書（<u>令和元年 12 月</u>）																																				
（3）建物 平成 <u>28</u> 年 1 月現在、市には建物が <u>55,865</u> 棟存在し、構造別の建物棟数及び割合は、以下のようになっている。木造建物が全体の約 78%を占めている一方、火災に対して耐性を持つ鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物が <u>5,286</u> 棟で全体の 9.4%程度となっている。 ■構造別の建物棟数及び割合 <table><tr><th></th><th>総 数</th><th>木 造</th><th>鉄筋 コンクリート造</th><th>鉄骨造</th><th>その他</th></tr><tr><td>棟数(棟)</td><td><u>55,865</u></td><td><u>43,511</u></td><td><u>1,751</u></td><td><u>3,535</u></td><td><u>7,068</u></td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>100.0</td><td><u>77.9</u></td><td>3.1</td><td><u>6.3</u></td><td><u>12.7</u></td></tr></table> 出典：<u>平成 28</u> 年版成田市統計書（<u>平成 28 年 4 月 1 日</u>）		総 数	木 造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	棟数(棟)	<u>55,865</u>	<u>43,511</u>	<u>1,751</u>	<u>3,535</u>	<u>7,068</u>	割合(%)	100.0	<u>77.9</u>	3.1	<u>6.3</u>	<u>12.7</u>	（3）建物 平成 <u>31</u> 年 1 月現在、市には建物が <u>56,452</u> 棟存在し、構造別の建物棟数及び割合は、以下のようになっている。木造建物が全体の約 78%を占めている一方、火災に対して耐性を持つ鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物が <u>5,330</u> 棟で全体の <u>9.5</u>%程度となっている。 ■構造別の建物棟数及び割合 <table><tr><th></th><th>総 数</th><th>木 造</th><th>鉄筋 コンクリート造</th><th>鉄骨造</th><th>その他</th></tr><tr><td>棟数(棟)</td><td><u>56,452</u></td><td><u>43,885</u></td><td><u>1,738</u></td><td><u>3,592</u></td><td><u>7,237</u></td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>100.0</td><td><u>77.7</u></td><td>3.1</td><td><u>6.4</u></td><td><u>12.8</u></td></tr></table> 出典：<u>令和元年</u> 年版成田市統計書（<u>令和元年 12 月</u>）		総 数	木 造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	棟数(棟)	<u>56,452</u>	<u>43,885</u>	<u>1,738</u>	<u>3,592</u>	<u>7,237</u>	割合(%)	100.0	<u>77.7</u>	3.1	<u>6.4</u>	<u>12.8</u>
	総 数	木 造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他																																
棟数(棟)	<u>55,865</u>	<u>43,511</u>	<u>1,751</u>	<u>3,535</u>	<u>7,068</u>																																
割合(%)	100.0	<u>77.9</u>	3.1	<u>6.3</u>	<u>12.7</u>																																
	総 数	木 造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他																																
棟数(棟)	<u>56,452</u>	<u>43,885</u>	<u>1,738</u>	<u>3,592</u>	<u>7,237</u>																																
割合(%)	100.0	<u>77.7</u>	3.1	<u>6.4</u>	<u>12.8</u>																																
3 災害履歴 （略） ■主な地震・津波災害	3 災害履歴 （略） ■主な地震・津波災害																																				

現行									改正案								
番号	西暦年月 日 (日本 歴)	震央		マグ ニチ ュド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害	番号	西暦年月 日 (日本 歴)	震央		マグ ニチ ュド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等 の被害
		東経 北緯	震央地 名								東経 北緯	震央地 名					
1	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
2	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	4	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	5	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)
6	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	6	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)
7	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	7	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)
8	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	8	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)

現行									改正案								
9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
13	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	14	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
16	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	16	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)
17	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	17	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)
18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	18	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
19	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)									

現行									改正案								
20	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	19	(略)	140.9 35.7	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
									20	(略)		(略)	(略)	(略)			(略)
									21	2018. 7. 7 (平成30年)	140.6 35.1	千葉県 県 東方 沖	6. 0	5弱			被害なし
									22	2019. 5. 2 5 (令和元年)	140.3 53.3	千葉県 県 北東 部	5. 1	5弱			県内で軽症者1名 (千葉市)

■主な風水害

区分 年月日	原 因	被害総額 (千円)	被害状況							そ の 他 (箇 所)
			家屋 (戸)				農業 (ha)			
			全 壊	半 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水	水稲 冠水	その 他		
昭和46年9月8日	台風25号	303, 121	9	7	62	142	1, 304		215	
昭和47年9月12日	降雹による被害	182, 645		331		54	190	75	7	
昭和47年9月16日～17日	台風20号	15, 392			4	73	0. 6	1, 506	20	
昭和47年12月24日	大雨による被害	120			2	17				

■主な風水害

区分 年月日	原 因	被害総額 (千円)	被害状況							そ の 他 (箇 所)
			家屋 (戸)				農業 (ha)			
			全 壊	半 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水	水稲 冠水	その 他		
昭和46年9月8日	台風25号	303, 121	9	7	62	142	1, 304		215	
昭和47年9月12日	降雹による被害	182, 645		331		54	190	75	7	
昭和47年9月16日～17日	台風20号	15, 392			4	73	0. 6	1, 506	20	
昭和47年12月24日	大雨による被害	120			2	17				

現行										改正案									
昭和48年10月28日	大雨による被害				1	34				昭和48年10月28日	大雨による被害				1	34			
昭和48年11月10日	大雨による被害					38				昭和48年11月10日	大雨による被害					38			
昭和50年7月4日	大雨による被害								1	昭和50年7月4日	大雨による被害								1
昭和50年10月5日	台風13号				1	10			2	昭和50年10月5日	台風13号				1	10			2
昭和52年9月19日	台風11号	52,588			8	33	158		22	昭和52年9月19日	台風11号	52,588			8	33	158		22
昭和53年7月～9月	高温・小雨による被害	893,000						718		昭和53年7月～9月	高温・小雨による被害	893,000						718	
昭和56年10月22日	台風24号	2,000			3	28		0.1	4	昭和56年10月22日	台風24号	2,000			3	28		0.1	4
昭和57年4月15日	大雨による被害				1	3				昭和57年4月15日	大雨による被害				1	3			
昭和57年6月20日	大雨による被害					3				昭和57年6月20日	大雨による被害					3			
昭和57年8月6日	台風10号	31,644							1	昭和57年8月6日	台風10号	31,644							1
昭和57年9月12～13日	台風18号	75,546			22	89	203		129	昭和57年9月12～13日	台風18号	75,546			22	89	203		129
昭和57年9月25日	台風19号					10			4	昭和57年9月25日	台風19号					10			4
昭和58年6月9日	大雨による被害				2	23				昭和58年6月9日	大雨による被害				2	23			
昭和58年8月16～17日	台風5・6号					1				昭和58年8月16～17日	台風5・6号					1			
昭和58年9月29日	台風10号		1						1	昭和58年9月29日	台風10号		1						1
昭和59年6月1日	大雨による被害					4				昭和59年6月1日	大雨による被害					4			

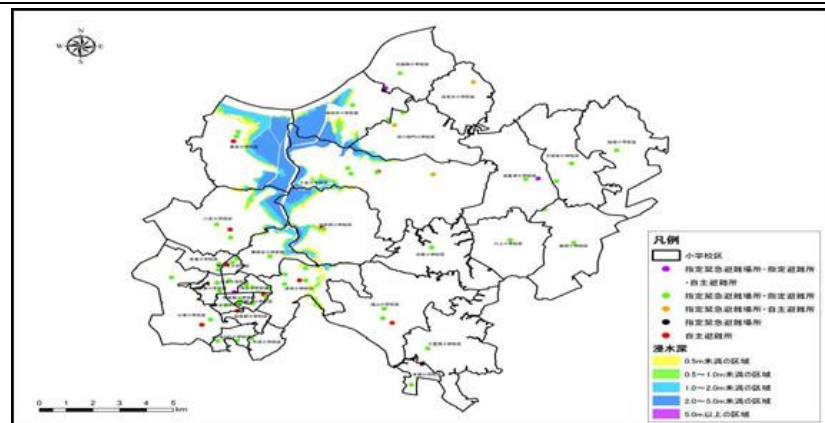
現行										改正案									
昭和60年7月1日	台風 6 号					4	370	209	19	昭和60年7月1日	台風 6 号					4	370	209	19
昭和61年8月4日	台風10号	7, 448, 150			3	18	400	4. 5	80	昭和61年8月4日	台風10号	7, 448, 150			3	18	400	4. 5	80
昭和61年9月13日	大雨による被害				2	51				昭和61年9月13日	大雨による被害				2	51			
昭和62年9月16日	台風13号					1				昭和62年9月16日	台風13号					1			
昭和63年9月28日	大雨による被害	340							1	昭和63年9月28日	大雨による被害	340							1
平成元年8月26日	台風17号				7	31				平成元年8月26日	台風17号				7	31			
平成2年11月4日	大雨による被害	8, 496	1	1		30			14	平成2年11月4日	大雨による被害	8, 496	1	1		30			14
平成3年9月8日	台風15号	105, 272		1	194	42	338	32	85	平成3年9月8日	台風15号	105, 272		1	194	42	338	32	85
平成3年9月19日	台風18号	77, 012	1	1	1	33	105	107	171	平成3年9月19日	台風18号	77, 012	1	1	1	33	105	107	171
平成3年10月10日	台風21号	316, 078	1	2					23	平成3年10月10日	台風21号	316, 078	1	2					23
平成5年8月26～27日	台風11号	23, 529				6		0. 04	7	平成5年8月26～27日	台風11号	23, 529				6		0. 04	7
平成5年11月13日～14日	大雨による被害					4			7	平成5年11月13日～14日	大雨による被害					4			7
平成6年2月12日	大雪による被害	4, 000						4		平成6年2月12日	大雪による被害	4, 000						4	
平成6年7月12日～9月19日	高温・小雨による被害	182, 590						242		平成6年7月12日～9月19日	高温・小雨による被害	182, 590						242	
平成6年9月17日	大雨による被害						1			平成6年9月17日	大雨による被害						1		

現行										改正案									
平成6年9月29日	台風29号					1				平成6年9月29日	台風29号					1			
平成8年9月22日	台風17号				1	15				平成8年9月22日	台風17号				1	15			
平成12年5月24日	降雹による被害	112, 651			3	6		397		平成12年5月24日	降雹による被害	112, 651			3	6		397	
平成13年8月21日	台風11号								5	平成13年8月21日	台風11号								5
平成13年9月10日	台風15号								5	平成13年9月10日	台風15号								5
平成13年10月10日	大雨による被害				1	3			35	平成13年10月10日	大雨による被害				1	3			35
平成14年7月10日	台風6号								1	平成14年7月10日	台風6号								1
平成14年10月1日	台風21号								7	平成14年10月1日	台風21号								7
平成15年10月13日	突風による被害			4						平成15年10月13日	突風による被害			4					
平成16年10月9日	台風22号・秋雨前線に伴う大雨による被害								9	平成16年10月9日	台風22号・秋雨前線に伴う大雨による被害								9
平成16年10月20日	台風23号								1	平成16年10月20日	台風23号								1
平成18年10月6日	大雨による被害	502							2	平成18年10月6日	大雨による被害	502							2
平成18年12月26日	大雨による被害	10							4	平成18年12月26日	大雨による被害	10							4
平成19年9月6日	台風9号								2	平成19年9月6日	台風9号								2

現行										改正案									
平成20年8月5日	大雨による被害					1			1	平成20年8月5日	大雨による被害					1			1
平成21年8月31日	台風11号								1	平成21年8月31日	台風11号								1
平成22年9月28日	大雨による被害								1	平成22年9月28日	大雨による被害								1
平成22年10月20日	土砂災害								1	平成22年10月20日	土砂災害								1
平成23年9月23日	台風15号								11	平成23年9月23日	台風15号								11
平成24年4月3日	突風による被害								1	平成24年4月3日	突風による被害								1
平成24年6月20日	台風4号							2		平成24年6月20日	台風4号							2	
平成24年10月1日	台風17号							0.13		平成24年10月1日	台風17号							0.13	
平成25年10月16日	台風26号		3	14	16	36		51		平成25年10月16日	台風26号		3	14	16	36		51	
平成26年2月8日	大雪による被害							2.5		平成26年2月8日	大雪による被害							2.5	
平成27年7月3日	大雨による被害								1	平成27年7月3日	大雨による被害								1
平成27年9月6日	暴風による被害								9	平成27年9月6日	暴風による被害								9
										令和元年9月9日	房総半島台風	66,499,000	4 4 8	4,6 94	8	42	1,999	3,150	7
										令和元年10月12日	東日本台風	3,070,000	3 2	379		33		818	
										令和元年10月25日	10月25日大雨	5,690,000	3 4	1,8 90	173	542		457	30

現行	改正案
第5節 計画の前提条件 2 風水害等 大規模な浸水（洪水や内水）や土砂災害が発生した場合、市の広い範囲で浸水や土砂による被害が生じることが予想される。このため、平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」及び平成29年7月20日に公表された「利根川に係る洪水浸水想定区域図」において、浸水や土砂災害に対する影響人口等避難の対象者・世帯数等の算出を行い、地域における被害の特徴を把握するとともに、防災上の課題を整理した。 （略） ■ <u>根木名川浸水想定区域</u>	第5節 計画の前提条件 2 風水害等 大規模な浸水（洪水や内水）や土砂災害が発生した場合、市の広い範囲で浸水や土砂による被害が生じることが予想される。このため、平成28年度に実施した「成田市防災アセスメント調査」及び平成29年7月20日に公表された「利根川に係る洪水浸水想定区域図」、<u>令和2年3月30日に指定された「根木名川に係る洪水浸水想定区域図」</u>において、浸水や土砂災害に対する影響人口等避難の対象者・世帯数等の算出を行い、地域における被害の特徴を把握するとともに、防災上の課題を整理した。 （略） ■ <u>根木名川洪水浸水想定区域（想定最大規模）</u> <u>※業者からデータの提供があり次第、差替え予定。</u>

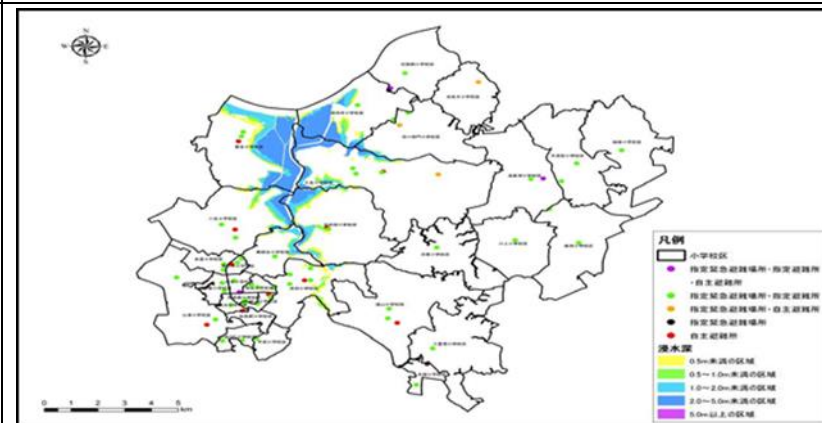
現行



(略)

■ 土砂災害警戒区域等

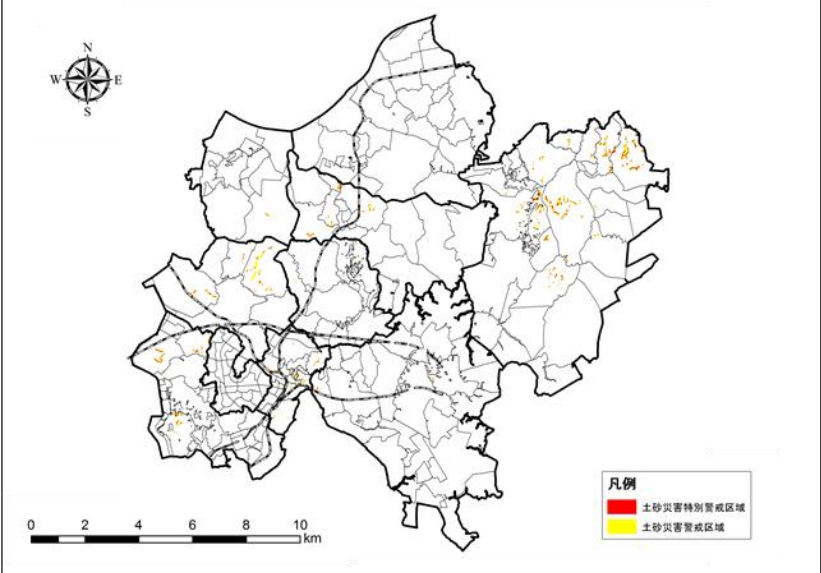
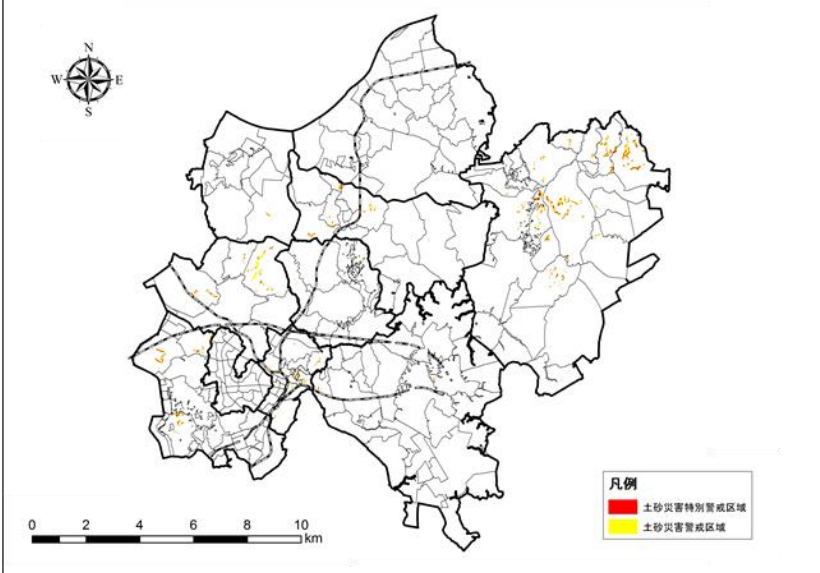
改正案



(略)

■ 土砂災害警戒区域等

※業者からデータの提供があり次第差替え予定

現行	改正案												
 (2) 被害の特徴 ア 風水害 ■風水害に関する被害の特徴 <table border="1"> <tr> <th>被害項目</th><th>特 徴</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>根木名川</td><td>・<u>おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川</u></td></tr> </table>	被害項目	特 徴	(略)	(略)	根木名川	・ <u>おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川</u>	 (2) 被害の特徴 ア 風水害 ■風水害に関する被害の特徴 <table border="1"> <tr> <th>被害項目</th><th>特 徴</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>根木名川</td><td>・<u>おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川</u></td></tr> </table>	被害項目	特 徴	(略)	(略)	根木名川	・ <u>おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川</u>
被害項目	特 徴												
(略)	(略)												
根木名川	・ <u>おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川</u>												
被害項目	特 徴												
(略)	(略)												
根木名川	・ <u>おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川</u>												

現行			改正案		
	の溢水による浸水	<u>根木名川、尾羽根川、荒海川、小橋川、取香川の各沿川で浸水被害が発生する。</u> ・<u>浸水深は、小橋川と取香川沿川は 1.0～2.0m 未満の区域が多く、その他の沿川では、2.0～5.0m 未満の区域が多い。</u> ・<u>各沿川の下総地区、豊住地区、久住地区、中郷地区、八生地区、成田地区が浸水想定区域に含まれるが、特に利根川と根木名川の合流付近である下総地区、豊住地区において、浸水エリアが広範に分布する。</u> ・<u>浸水想定区域は、水田が大半を占めるものの、集落地・住宅地が含まれている地区もある。特に成田地区は大型商業施設集積地の一部が浸水想定区域に含まれている。</u>		の溢水による浸水	<u>根木名川、尾羽根川、荒海川、小橋川、取香川の各沿川で浸水被害が発生する。</u> ・<u>浸水深は、小橋川と取香川沿川は 1.0～2.0m 未満の区域が多く、その他の沿川では、2.0～5.0m 未満の区域が多い。</u> ・<u>各沿川の下総地区、豊住地区、久住地区、中郷地区、八生地区、成田地区が浸水想定区域に含まれるが、特に利根川と根木名川の合流付近である下総地区、豊住地区において、浸水エリアが広範に分布する。</u> ・<u>浸水想定区域は、水田が大半を占めるものの、集落地・住宅地が含まれている地区もある。特に成田地区は大型商業施設集積地の一部が浸水想定区域に含まれている。</u> <u>※業者からデータの提供があり次第差替え予定</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
イ 土砂災害 (略)			イ 土砂災害 (略)		
被害項目	特 徴		被害項目	特 徴	
土砂災害の危険性	・土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市全体で <u>305</u> か所あり、このうち、大栄地区が <u>112</u> か所と圧倒的に多く、次いで八生地区の 60 か所、中郷地区 41 か所となっている (<u>平成 30 年 2 月 27 日</u>現在)。 ・大栄地区では、所、村田、津富浦、松子、一坪田、伊能等に警戒区域の指定が多く、急傾斜地の崩壊に対する注意が特に必要である。		土砂災害の危険性	・土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、市全体で <u>341</u> か所あり、このうち、大栄地区が <u>127</u> か所と圧倒的に多く、次いで八生地区の 60 か所、中郷地区 41 か所となっている (<u>令和 2 年 9 月 29 日</u>現在)。 ・大栄地区では、所、村田、津富浦、松子、一坪田、伊能等に警戒区域の指定が多く、急傾斜地の崩壊に対する注意が特に必要である。	

現行	改正案
(略) 第6節 減災目標 (略) 第2章 災害予防計画 第3節 水害の予防 7 避難体制の整備 (3) 避難勧告等の発令体制の整備 (略) ア 伝達手段 防災情報の伝達に当たっては、電話、FAX、防災行政無線を用いて、避難勧告等の防災情報を伝達する。 (略) 第5節 雪害の予防 1 道路雪害防止対策 (1) 除雪区分 年間降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため予防施設はないが、<u>市</u>は、降雪時には、その状況により除雪を実施し、交通の確保に努める。	(略) 第6節 減災目標 (略) 第2章 災害予防計画 第3節 水害の予防 7 避難体制の整備 (3) 避難勧告等の発令体制の整備 (略) ア 伝達手段 防災情報の伝達に当たっては、電話、FAX、防災行政無線、<u>なりたメール配信サービス等</u>を用いて、避難勧告等の防災情報を伝達する。 (略) 第5節 雪害の予防 1 道路雪害防止対策 (1) 除雪区分 年間降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため予防施設はないが、<u>道路管理者</u>は、降雪時には、その状況により除雪を実施し、交通の確保に努める。

現行	改正案
(略) 第6節 都市防災 7 建築物等の耐震化 (1) 耐震診断・耐震性向上に向けた改修等の実施 ア 公共建築物 応急活動の拠点となる公共建築物に対し、「市有建築物の耐震化整備プログラム」(平成20年3月策定・<u>平成28年9月改訂</u>)に基づき、計画的かつ重点的な耐震化の促進に努める。 (略) 第7節 防災体制の整備 1 市の防災体制の整備 (1) 平常時からの活動任務 ウ 避難所担当職員の活動 迅速に避難所を開設するため、対策本部事務局は<u>震災時</u>避難所担当職員<u>及び風水害時避難所担当職員</u>をあらかじめ指名し、毎年人事異動等に伴い更新するとともに、その役割の周知徹底を図る。	(略) 第6節 都市防災 7 建築物等の耐震化 (1) 耐震診断・耐震性向上に向けた改修等の実施 ア 公共建築物 応急活動の拠点となる公共建築物に対し、「市有建築物の耐震化整備プログラム」(平成20年3月策定・<u>令和2年4月更新</u>)に基づき、計画的かつ重点的な耐震化の促進に努める。 (略) 第7節 防災体制の整備 1 市の防災体制の整備 (1) 平常時からの活動任務 ウ 避難所担当職員の活動 迅速に避難所を開設するため、対策本部事務局は避難所担当職員をあらかじめ指名し、毎年人事異動等に伴い更新するとともに、その役割の周知徹底を図る。 指名された避難所担当職員は、避難所の開設・運営の支援を

現行	改正案
指名された避難所担当職員は、避難所の開設・運営の支援を円滑に行うため、「避難所運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努めるとともに、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、活動内容の把握や習熟に努める。 （９）受援計画の策定 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えた受援計画<u>の策定に努める</u>。 ２ 応援協力体制の整備 （２）国・県・公的機関との連携強化 市は、国・県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等と、情報連絡体制の整備に努める。<u>また、</u>市は、自衛隊等の災害派遣活動を実施する防災関係機関と、合同の防災訓練等を実施し、連携強化に努める。	円滑に行うため、「避難所運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努めるとともに、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、活動内容の把握や習熟に努める。 （９）受援計画の策定 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えた受援計画<u>を策定する</u>。 ２ 応援協力体制の整備 （２）国・県・公的機関との連携強化 市は、国・県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等と、情報連絡体制の整備に努める。市は、自衛隊等の災害派遣活動を実施する防災関係機関と、合同の防災訓練等を実施し、連携強化に努める。

現行	改正案
6 緊急輸送の環境整備 (1) 陸上輸送の環境整備 ウ 民間事業者との連携 市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、民間運送事業者と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する等、協力体制を整備する。 <u>また、県は、(一社)千葉県トラック協会との間で「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」を締結しており、市は、県を通じて緊急輸送への協力を要請できる。</u> <u><資料編2-1 災害応援協定等一覧【国、県及び市町村関連の協定】></u> <資料編2-3 災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】> (略) (2) 航空輸送の環境整備 イ 臨時ヘリポートの指定	<u>また、大規模災害発生時に全国の地方自治体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして定められている、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」を活用する。</u> 6 緊急輸送の環境整備 (1) 陸上輸送の環境整備 ウ 民間事業者との連携 市は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、民間運送事業者と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する等、協力体制を整備する。 <資料編2-3 災害応援協定等一覧【食料、生活物資関連】> (略) (2) 航空輸送の環境整備 イ 臨時ヘリポートの指定

現行	改正案
②設置予定地 市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の選定を行う。 設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。 ＜資料編 8－3 ヘリコプター臨時離発着可能地点の位置基準＞ ＜資料編 8－4 ヘリコプター臨時離発着場一覧＞ 8 廃棄物処理体制の整備 災害時は、大量のゴミやがれきが発生し、また、廃棄物処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応を想定し、「災害廃棄物対策指針」、「<u>千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針</u>」及び「<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>」に基づき、<u>震災廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルを策定し</u>、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の確立を図る。 また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレの確保などの体制を整備する。	②設置予定地 市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の選定を行う。 設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必要な整備に努める。 ＜資料編 8－3 ヘリコプター臨時離着陸可能地点の位置基準＞ ＜資料編 8－4 ヘリコプター臨時離着陸場一覧＞ 8 廃棄物処理体制の整備 災害時は、大量のゴミやがれきが発生し、また、廃棄物処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応を想定し、「災害廃棄物対策指針」、「<u>千葉県災害廃棄物処理計画</u>」及び「<u>成田市災害廃棄物処理計画</u>」に基づき、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の確立を図る。 また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレの確保などの体制を整備する。

現行

改正案

9 罹災証明書の交付体制の確立

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付する。

第8節 避難体制の準備

1 避難所等の指定・整備

(1) 避難所等の種類

(略)

■市の避難所等の区分及び内容

区分	内容	指定主体
① 指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市
② 指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市
③ 拠点指定避難所	情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市

9 罹災証明書の交付体制の確立

国、県及び市において、被災者生活再建支援金等の給付、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸し受け等の各種被災者支援策を実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付する。

第8節 避難体制の準備

1 避難所等の指定・整備

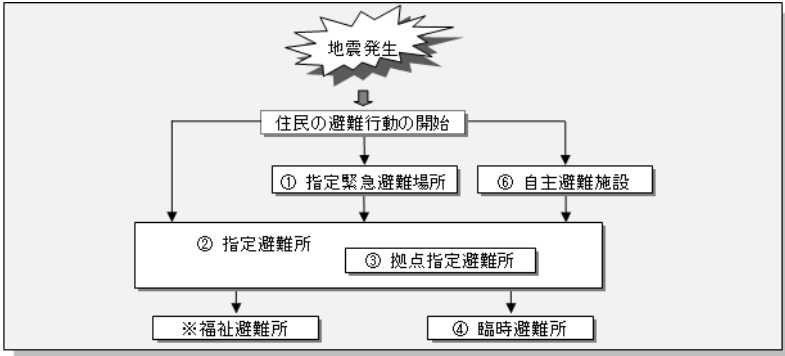
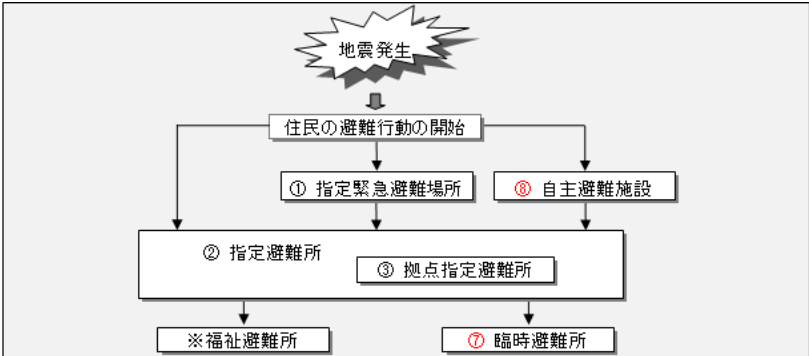
(1) 避難所等の種類

(略)

■市の避難所等の区分及び内容

区分	内容	指定主体
① 指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所	市
② 指定避難所	地震の場合、震度6弱で一斉開設する市指定の避難所 災害の危険性がなくなるまで滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設	市
③ 拠点指定避難所	情報集約や医療救護、福祉等の機能を強化させた避難所 災害に対して地域の拠点として優先的に開設・運営する避難所で、市内10区域ごとに代表1施設を指定する。	市

現行				改正案				
	④ 臨時避難所	多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市		④ 早期開設避難所 (風水害時)	早期避難を希望する市民が滞在する避難所 台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設・運営する避難所で、市内 10 区域ごとに代表 1 施設を指定する。	市	
	⑤ 自主避難所※	洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、住民からの問い合わせを考慮し、事前避難を希望する住民を対象に一時的に開設又は指定避難所だけでは収容できない場合に滞在する施設	市		⑤ 一次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る避難所 市内に警戒レベル 4（避難勧告・避難指示〈緊急〉）等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに状況に応じて順次開設する。早期開設避難所 10 箇所＋市所管 37 施設を指定する。	市	
	⑥ 自主避難施設 (自主避難場所)	自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域の応急対応を実施する拠点	区 自治会等		⑥ 二次避難所 (風水害時)	災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する避難所で、市内の高等学校を指定する。	市	
※「⑤ 自主避難所」は、事前に災害の発生を想定して開設される避難所のため、次頁の震災時における「■避難の流れと避難所等区分」には記載していない。					⑦ 臨時避難所	多数の避難者の発生等により、指定避難所だけでは受入れが困難な場合、市所管施設であるが避難所として指定されていない臨時に開設する避難所	市	
					⑧ 自主避難施設 (自主避難場所)	自主防災組織等の集合場所・活動拠点施設であり、指定緊急避難場所への避難の困難な避難者が、一時的に危険を回避するための施設 自主防災組織等と避難者が協力し、目視等の被害情報の収集、避難行動、地域の応急対応を実施する拠点	区 自治会等	

現行	改正案
■避難の流れと避難所等区分  (略) 第9節 情報収集伝達体制の整備 1 施設・設備の整備 (1) 現況 ウ 県の無線施設 ③県震度情報ネットワークシステム	※「④ 早期開設避難所」「⑤一次避難所」「⑥二次避難所」は、事前に災害の発生を想定して開設される風水害時の避難所の考え方のため、次頁の震災時における「■避難の流れと避難所等区分」には記載していない。 ■避難の流れと避難所等区分  (略) 第9節 情報収集伝達体制の整備 1 施設・設備の整備 (1) 現況 ウ 県の無線施設 ③県震度情報ネットワークシステム

現行	改正案																								
県は、初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、<u>(独)</u>防災科学技術研究所及び気象庁の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。今後、県は震度計等の機器の計画的な更新を行い、更なるシステムの信頼性向上を図るとしている。 市は、その震度情報を災害対策本部の設置等、迅速かつ的確な初動体制の確立や応急対策活動に活用する。 第１２節 大規模事故対策 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>担 当（○主務）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１ 大規模火災対策計画</td><td>○都市部、○消防本部、消防団、事業所</td></tr> <tr> <td>２ 林野火災対策計画</td><td>○消防本部、教育部</td></tr> <tr> <td>３ 危険物等事故対策計画</td><td>○消防本部、事業所</td></tr> <tr> <td>４ 航空機事故対策計画</td><td>○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等</td></tr> <tr> <td>５ 鉄道事故対策計画</td><td>○鉄道事業者、土木部</td></tr> </tbody> </table>	項 目	担 当（○主務）	１ 大規模火災対策計画	○都市部、○消防本部、消防団、事業所	２ 林野火災対策計画	○消防本部、教育部	３ 危険物等事故対策計画	○消防本部、事業所	４ 航空機事故対策計画	○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等	５ 鉄道事故対策計画	○鉄道事業者、土木部	県は、初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、<u>(国研)</u>防災科学技術研究所及び気象庁の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。今後、県は震度計等の機器の計画的な更新を行い、更なるシステムの信頼性向上を図るとしている。 市は、その震度情報を災害対策本部の設置等、迅速かつ的確な初動体制の確立や応急対策活動に活用する。 第１２節 大規模事故対策 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>担 当（○主務）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>１ 大規模火災対策計画</td><td>○都市部、○消防本部、消防団、事業所</td></tr> <tr> <td>２ 林野火災対策計画</td><td>○消防本部、教育部</td></tr> <tr> <td>３ 危険物等事故対策計画</td><td>○消防本部、事業所</td></tr> <tr> <td>４ 航空機事故対策計画</td><td>○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等</td></tr> <tr> <td>５ 鉄道事故対策計画</td><td>○鉄道事業者、土木部</td></tr> </tbody> </table>	項 目	担 当（○主務）	１ 大規模火災対策計画	○都市部、○消防本部、消防団、事業所	２ 林野火災対策計画	○消防本部、教育部	３ 危険物等事故対策計画	○消防本部、事業所	４ 航空機事故対策計画	○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等	５ 鉄道事故対策計画	○鉄道事業者、土木部
項 目	担 当（○主務）																								
１ 大規模火災対策計画	○都市部、○消防本部、消防団、事業所																								
２ 林野火災対策計画	○消防本部、教育部																								
３ 危険物等事故対策計画	○消防本部、事業所																								
４ 航空機事故対策計画	○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等																								
５ 鉄道事故対策計画	○鉄道事業者、土木部																								
項 目	担 当（○主務）																								
１ 大規模火災対策計画	○都市部、○消防本部、消防団、事業所																								
２ 林野火災対策計画	○消防本部、教育部																								
３ 危険物等事故対策計画	○消防本部、事業所																								
４ 航空機事故対策計画	○成田国際空港（株）、○成田空港事務所、○航空会社、消防本部、健康こども部、対策本部事務局、県、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会等																								
５ 鉄道事故対策計画	○鉄道事業者、土木部																								

現行		改正案	
6 道路事故対策計画	○土木部、各道路管理者等、輸送事業者	6 道路事故対策計画	○土木部、各道路管理者等、輸送事業者
7 放射性物質事故対策計画	○環境部、対策本部事務局、消防本部、健康 こども部、福祉部、教育部、県、国、関係市 町村、警察、(公社)印旛市郡医師会、放射性 物質取扱事業所等	7 放射性物質事故 対策計画	○環境部、対策本部事務局、消防本部、健康 こども部、福祉部、教育部、県、国、関係市 町村、警察、(公社)印旛市郡医師会、放射性 物質取扱事業所等
4 航空機事故対策計画 航空機事故対策計画は、航空機災害が発生した場合に備え、事前に成田国際空港(株)、関係行政機関、医師会、航空会社及び事業所等の緊急連絡体制・活動内容・相互調整等を整備し、消火救難及び災害医療活動等を迅速かつ適切に実施することを目的とする。 <u>なお、空港及び空港周辺で発生する航空機災害については、空港及び空港周辺を一体的に考えるべきであるため、市及び成田国際空港(株)は、周辺市町村及び関係機関等と協議会を設立し、計画を早急に作成する。</u>		8 大規模停電事故 災害対策計画	○対策本部事務局、土木部、経済部、○東京 電力パワーグリッド(株)、警察、県、通信事 業者、鉄道事業者
		4 航空機事故対策計画 航空機事故対策計画は、航空機災害が発生した場合に備え、事前に成田国際空港(株)、関係行政機関、医師会、航空会社及び事業所等の緊急連絡体制・活動内容・相互調整等を整備し、消火救難及び災害医療活動等を迅速かつ適切に実施することを目的とする。 <u>また、成田国際空港の更なる機能強化を見据え、空港及び空港周辺における航空機事故対応の更なる強化、関係機関との連携強化のため、成田国際空港(株)や消防機関、警察機関、自治体等の関係機関による「成田国際空港航空災害対策協議会」を設置し、空港及び空港周辺での航空機災害に対応する「成田国際空港航空機事故緊急活動計画」を策定する。</u>	

現行	改正案
(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>8 大規模停電事故災害対策計画</u> <u>(1) 設備・備蓄の推進</u> <u>ア 指定避難所</u> <u>市は、指定避難所においても、停電の影響を受け、避難者の受入体制が不十分になる可能性があるため、太陽光発電設備、非常用発電機、蓄電池など、停電の際に電力供給が可能な設備・機器の整備を進めるよう努める。</u> <u>また、避難者の通信手段を確保するため、指定避難所へ災害時用公衆電話を設置するほか、携帯電話・スマートフォン等の充電に対応できる機器の整備等を進める。</u> <u>さらに、夏冬の際の停電に備え、常設の電源設備にとらわれない冷暖房設備の整備に努める。</u> <u>イ その他</u> <u>東京電力パワーグリッド(株)は、倒木発生に備え、高所作業車やパトロールカーの配備等を進める。</u> <u>(2) 市管理施設敷地内・街路上の倒木対策</u> <u>市は、市管理施設敷地内・街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採する。</u>

現行	改正案
	<u>市と東京電力パワーグリッド（株）は、街路上の倒木発生等による交通規制が発生した際の情報共有・広報体制を整える。</u> <u>（３）関係機関との連携</u> <u>ア 警察</u> <u>信号減灯時の非常用電源活用による信号の復旧や手信号による交通整理等の体制整備を検討するとともに、市との連携体制の確保に努める。</u> <u>イ 県企業局</u> <u>停電による断水が発生することが想定されるため、市域における給水支援の体制の整備に努める。</u> <u>ウ 東京電力パワーグリッド（株）</u> <u>停電状況の情報を収集し、また、早期に停電を復旧させるため、倒木処理等につき締結した協定に基づき、連携体制を強化するよう努める。</u> <u>また、電源車の配備や、他地区の電力会社からの受援体制の整備に努める。</u> <u>エ 通信事業者</u>

現行	改正案
	<u>固定電話及び携帯電話の不通状態を早期に解消するため、通信事業者は、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車の配備等が可能になるよう体制の整備をする。</u> <u>オ 鉄道事業者</u> <u>停電発生時の運行情報等につき、関係機関に情報提供が可能となるよう体制の整備をする。</u> <u>（４）市民、民間事業者等の停電に対する備えの強化</u> <u>ア 停電により生じ得る危険</u> <u>停電により次のような危険があることについて理解し、回避するために備えるよう努めるものとする。</u> <u>① 設備や機器の機能喪失（特に生命の維持に直結するもの。例：在宅医療における酸素ボンベ等）</u> <u>② 熱中症・低体温症等</u> <u>③ 車中泊等によるエコノミークラス症候群</u> <u>④ ロウソク等使用による失火</u> <u>⑤ 家電等における通電火災（復電時に起こる火災）</u> <u>⑥ 信号滅灯等による交通事故</u> <u>⑦ 給水ポンプ停止による断水（井戸・高層住宅等）</u> <u>⑧ 断水解消後の濁り水</u>

現行	改正案
	<u>イ 市からの広報等を入手する手段の事前確保</u> <u>停電時は、平常時において使用できる情報収集手段の一部が使用できなくなることが想定されるため、可能な限り多くの手段を事前に確保するよう努めるものとする。また、停電発生時の情報伝達・共有の方法として、自治会、自主防災組織、民生委員、避難所運営委員会等により、行うことを検討する。</u> <u>なお、市からの広報は、次のうちから必要に応じて選択して発信する。</u> <u>① 防災行政無線</u> <u>② 市ホームページ</u> <u>③ なりたメール配信サービス、緊急速報メール</u> <u>④ SNS</u> <u>ウ 所有物の飛散による電線の破線等の防止</u> <u>所有物の飛散による電線の破線等を防止するため、台風・突風・暴風等が予想される時は、屋外に置いてある所有物が飛散しないように、屋内に移動したり、屋外で固定したりするなどして、事前に飛散防止対策をとるよう努める。</u> <u>エ 備蓄の確保</u>

現行	改正案
	<u>家庭や事業所等における備蓄については、「災害応急対策編 第1章 第7節 4食料、生活必需物資等備蓄体制の整備」に準じ、食料、飲料水その他の生活必需品など避難生活に必要な物資を最低3日（7日分を推奨）の備蓄に努める。</u> <u>なお、停電に対する備えとしては次のような物資が想定される。</u> <u>① 携帯電話・スマートフォン用充電器及びモバイルバッテリー</u> <u>二</u> <u>停電発生により、通信手段の確保をする必要があるため、携帯電話・スマートフォン用の充電器やモバイルバッテリー（携帯型予備電源）等を備蓄するよう努める。乾電池を使用するタイプのものが一層望ましい。</u> <u>② 水・給水袋等</u> <u>停電による断水が想定されるため、生活用及び飲料用の水の確保に努める。</u> <u>また、給水支援を受けるための給水袋や容器等の備蓄に努める。</u> <u>③ LED ランタン・懐中電灯・ヘッドライト</u> <u>夜間の身の安全の確保や良好な生活環境の確保のため、LED ランタン・懐中電灯・ヘッドライトなど用途に応じた照明器具の備蓄に努める。</u>

現行	改正案
	<u>なお、二次被害の防止のため、ロウソク等を使用することは、可能な限り避け、止むを得ない場合は、失火に十分注意する。</u> <u>④ 自動車等の燃料</u> <u>停電発生により、ガソリンスタンドが閉鎖する可能性があるため、台風等事前に停電が発生することが想定される場合は、燃料の確保に努める。</u> <u>⑤ 発電機等</u> <u>停電時に非常用電源として活用するため、発電機の備蓄に努める。</u> <u>特に、電源喪失により生命の危険に直結するような機器等を使用している場合、可能な限り備蓄に努めること。</u> <u>また、市は、太陽光発電設備や定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車の導入に係る助成制度に加え、事業用蓄電池やプラグインハイブリッド自動車の導入に係る助成制度を新設するなど、市民等の非常用電源の確保に対する支援制度の拡大を検討する。</u> <u>(5) 森林所有者等の停電対策</u> <u>森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち・間伐・伐採などの適切な管理に努める。</u>

現行	改正案
第 3 章 災害復旧・復興計画 第 1 節 住民生活安定のための緊急措置 1 1 被災者生活再建支援金の支給 「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に「被災者生活再建支援金」を支給する。 福祉部は、県から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。 （略） 第 3 節 災害復興計画 1 復興まちづくり （略） <u>（新設）</u>	第 3 章 災害復旧・復興計画 第 1 節 住民生活安定のための緊急措置 1 1 被災者生活再建支援金の支給 「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に「被災者生活再建支援金」を支給する。 福祉部は、<u>支援金を迅速かつ円滑に支給できるよう県、県から支給金の支給に関する事務を委託されている（公財）都道府県センターと連携を密にし、</u>以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。 （略） 第 3 節 災害復興計画 1 復興まちづくり （略） <u>（1）災害復興本部の設置</u> <u>市長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復</u>

現行	改正案
<u>(1)</u> 暮らしの復興 (略) <u>(2)</u> 都市の復興 (略) <u>(3)</u> 住宅の復興 (略) <u>(4)</u> 産業の復興 (略)	<u>興を総合的に推進する必要があると認めるときは、災害復興本部を設置する。</u> <u>(2)</u> 暮らしの復興 (略) <u>(3)</u> 都市の復興 (略) <u>(4)</u> 住宅の復興 (略) <u>(5)</u> 産業の復興 (略)